

長浜教区共学研修院規則

(目的及び設置)

第1条 宗祖としての親鸞聖人の教えに聞き歩む「念仏者の誕生」に重点を置き、僧侶の研鑽の場とし、朋友と共に学ぶことの意義を共有することを目的として、長浜教区共学研修院（以下「研修院」という）を設ける。

(事務所)

第2条 研修院の事務所は、長浜教務所内に置く。

(業務)

第3条 研修院は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 第5条第1項第3号に定める研修院生の研鑽
- (2) 研修会（公開講座）の開催
- (3) 教化に必要な資料の収集及びその整理
- (4) その他必要な事項

(研修院の統理及び教区の諸機関との連携)

第4条 研修院は、教務所長が統理する。

- 2 研修院は、教区教化委員会、長浜別院及び五村別院と緊密な連携を保たなければならない。

(組織及び職務)

第5条 研修院は、次のものをもって組織する。

- (1) 院長
 - (2) 指導 若干人
 - (3) 研修院生 若干人
- 2 院長は、研修院生を指揮監督する。
 - 3 指導は、院長の命を受け、研修院生を指導助言する。
 - 4 院長及び指導は、教務所長が委嘱し、その任期は3年とする。
 - 5 研修院生は、長浜教区内の大谷派教師からの応募により、教務所長が委嘱する。
 - 6 研修院生の任期は、3年とし院長及び指導の指揮を受け研鑽を積む。

(講師)

第6条 研修院の業務を遂行するため、必要に応じて講師を招集することができる。

(運営委員会)

第7条 研修院を運営するため、運営委員会を設け、運営委員長（以下「委員長」という）は教務所長があたり、年1回以上これを招集する。

- 2 前項の運営委員会は、教務所長の外、次に掲げるもので組織する。
 - (1) 教区会議長
 - (2) 教区門徒会会長

(3) 長浜教区教化委員会規則第6条第4項に定める教化本部長

(4) 院長

(5) 指導

3 前項第1号から第5号までの委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

4 運営委員会は、研修院の事業計画及び予算、その他運営に関する必要事項を審議する。

5 運営委員会は、委員の半数以上の出席をもって開催し、議決は出席委員の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は委員長の決定による。

6 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(経費及び会計)

第8条 研修院に関する経費は、長浜教区共学研修院特別会計により経理する。

2 長浜教区共学研修院特別会計に関する事項は、別に定める。

(職員の出席)

第9条 教務所、長浜及び五村別院の職員は、何時でも本規則に定める会議に出席して意見を述べることができる。

(規則の改正)

第10条 この規則を改正するときは、教区会及び教区門徒会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は教区会及び教区門徒会の承認を得た日（2022年7月29日）から施行する。

2 この規則施行の際、現研修院主幹及び指導を、本規則の院長及び指導と見なす。

3 この規則施行の際、院長、指導及び研修院生の任期は、第5条の規定に関わらず2023年6月30日までとする。

4 教務所長は、この規約の施行に必要な事項について、施行前にこれを行うことができる。